

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○農地法第41条第3項に基づく所有者等を確認できない農地を利用する権利の設定に関する裁定……………（農地調整課）	10
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	10
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	10
○土地収用法第20条に基づく事業の認定……………（建設部総務課）	11
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（維持管理防災課）	11
○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	11
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	13
○都市計画の変更の決定……………（都市計画課）	21
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	22

告 示

北海道告示第151号

次の農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法（昭和27年法律第229号）第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和4年3月8日

北海道知事 鈴木直道

1 農地の所在等

所在地及び地番	地目	面積（㎡）
江別市角山345番3	畑	4,766
江別市角山545番4	畑	14,925

2 農地を利用する権利の内容等

(1) 内容

利用権

(2) 始期

令和4年4月11日

(3) 存続期間

10年

(4) 借賃に相当する補償金の額

200,000円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構

(1) 名称

公益財団法人 北海道農業公社

(2) 代表者氏名

理事長 小田原 輝和

(3) 所在地

札幌市中央区北5条西6丁目1番地23

4 農地の所有者等の情報

登記名義人 西山 巖

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに札幌法務局江別出張所に供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は札幌法務局江別出張所において、補償金の還付を受けることができる。

北海道告示第152号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（訓子府北東地区（農業用排水施設、区画整理、客土、暗渠排水））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道オホーツク総合振興局に備え置いて、令和4年3月9日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年3月8日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第153号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第

189条の規定により、その通知の内容を知内町役場の掲示場に掲示した。

令和4年3月8日

北海道知事 鈴木直道

- 1 通知の内容 令和4年北海道告示第92号
- 2 所在が不明な者 村田 武太郎、村上 正平、村上 力雄、佐藤 吉三郎、村田 勝幸、田村 富五郎、高田 ミチギ、村上 卯之助、村上 實、仙場 未太郎、福本 ソデ

北海道告示第154号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和4年3月8日

北海道知事 鈴木直道

- 1 起業者の名称 津別町
- 2 事業の種類 津別町役場庁舎駐車場敷地拡張事業
- 3 起業地
- (1) 土地
- ア 収用の部分 北海道網走郡津別町字幸町地内
- イ 使用の部分 なし
- (2) 建物
- ア 収用の部分 北海道網走郡津別町字幸町地内
- イ 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由 次のとおり（「次のとおり」は省略し、北海道建設部総務課及び津別町役場に備え置いて、一般の縦覧に供する。）
- 5 起業地を表示する 津別町役場
- 図面の縦覧場所

北海道告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月8日

北海道知事 鈴木直道

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 札友内弟子屈停車場線

3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
川上郡弟子屈町鑑別原野43線西21番2地先から 同郡弟子屈町美里1丁目539番1地先まで	前	10.91mから 23.51mまで	996.14m	一般国道241号 重複 L=62.34m 道道釧路鶴居 弟子屈線 重複 L=14.06m
	前	18.00mから 28.26mまで	982.87m	一般国道241号 重複 L=50.46m 道道釧路鶴居 弟子屈線 重複 L=11.00m
	後	18.00mから 28.26mまで	982.87m	一般国道241号 重複 L=50.46m 道道釧路鶴居 弟子屈線 重複 L=11.00m

北海道告示第156号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和4年3月8日

北海道知事 鈴木直道

- 1 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
キライチ川（I-11-0020）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
小樽市星野町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
銭函石山沢川（I-11-0040）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
小樽市見晴町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
小樽天神1丁目（I-1-180-717）

(2) 土砂災害警戒区域の表示 小樽市天神1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 下奥沢川（Ⅱ－11－0420） (2) 土砂災害警戒区域の表示 小樽市天神1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 小樽船浜（Ⅰ－1－219－756） (2) 土砂災害警戒区域の表示 小樽市船浜町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 若竹（1－7－72） (2) 土砂災害警戒区域の表示 小樽市若竹町、築港（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 熊碓川（Ⅱ－11－0260） (2) 土砂災害警戒区域の表示 小樽市桜5丁目、桜2丁目、桜1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 五百羅漢右の沢川（Ⅱ－11－0270） (2) 土砂災害警戒区域の表示 小樽市潮見台1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号	潮見台川（Ⅰ－11－0280） (2) 土砂災害警戒区域の表示 小樽市潮見台1丁目、潮見台2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 真栄川（Ⅱ－11－0290） (2) 土砂災害警戒区域の表示 小樽市潮見台2丁目、真栄1丁目、真栄2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 勝納奥沢右2の沢川（Ⅰ－11－0310） (2) 土砂災害警戒区域の表示 小樽市奥沢5丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 工藤の沢川（Ⅱ－11－0340） (2) 土砂災害警戒区域の表示 小樽市天神3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 テンジン川（Ⅱ－11－0400） (2) 土砂災害警戒区域の表示 小樽市天神2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 テンジン川支川（Ⅱ－11－0410） (2) 土砂災害警戒区域の表示 小樽市天神1丁目、天神2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
--	---

- 15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
三ツ谷川（Ⅱ－24－0490）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
爾志郡乙部町字三ツ谷（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
大平右二の沢川（Ⅲ－22－006）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
上磯郡木古内町字大平（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第157号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和4年3月8日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽銭函1丁目4（Ⅰ－1－252－789）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市銭函1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽銭函1丁目（Ⅰ－1－255－792）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市銭函1丁目、銭函2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽見晴1丁目1（Ⅰ－1－267－804）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市見晴町、銭函2丁目、銭函3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽星野1（Ⅰ－1－268－805）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市星野町、銭函3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽見晴（Ⅱ－1－85－638）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市見晴町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽星野4（Ⅱ－1－245－2367）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市星野町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

小樽銭函1丁目8（Ⅲ－1－27－349） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市銭函1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽銭函1丁目9（Ⅲ－1－28－350） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市銭函1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽銭函1丁目10（Ⅲ－1－29－351） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市銭函1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽銭函2丁目3（Ⅲ－1－30－352） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市銭函2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽星野5（Ⅲ－1－31－353） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市星野町（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 星野神社南沢川（Ⅰ－11－0010） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市星野町、見晴町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ゴンシロ川（Ⅱ－11－0030） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市星野町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 銭函山の上川（Ⅰ－11－0031） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市星野町、銭函3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 銭函学校沢川（Ⅰ－11－0041） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市見晴町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
--	---

次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 谷地沢右の沢川（Ⅱ－11－0050） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市見晴町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽星野2（Ⅰ－1－269－806） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市見晴町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽天神2丁目5（Ⅱ－1－41－594） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市天神2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽奥沢1丁目・2丁目(2)（Ⅰ－1－165－702） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市奥沢1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽奥沢3丁目(1)（Ⅰ－1－167－704）	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市奥沢3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽真栄2丁目1（Ⅰ－1－187－724） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市真栄2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽若竹6（Ⅰ－1－207－744） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市若竹町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽奥沢2丁目2（Ⅰ－1－528－3045） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市奥沢2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽潮見台1丁目5（Ⅰ－1－531－3048） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市潮見台1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
--	--

急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽奥沢5丁目2 (I-1-175-712) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市奥沢5丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 天神浄水場沢川 (I-11-0360) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市天神2丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 勝納水源地沢川 (I-11-0370) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市天神2丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 メノコ沢川 (I-11-0380) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市天神2丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 勝納天神の川 (II-11-0390) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市天神2丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽奥沢3丁目 (I-1-162-699) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市奥沢3丁目、入船3丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽奥沢5丁目3 (I-1-176-713) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市奥沢5丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽天神2丁目4 (I-1-185-722) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市天神2丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽真栄1丁目その1 (I-1-186-723) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
--	--

小樽市真栄1丁目、真栄2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽真栄2丁目2（I-1-188-725） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市真栄2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽潮見台2丁目（I-1-189-726） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市潮見台2丁目、真栄1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽潮見台(1)（I-1-191-728） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市潮見台2丁目、真栄1丁目、真栄2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽潮見台3-(1)（I-1-194-731） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市潮見台1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽桜1丁目3（I-1-210-747） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市桜1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽桜5丁目2（I-1-213-750） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市桜5丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽桜5丁目3（I-1-214-751） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市桜5丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽若竹8（I-1-215-752） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市桜1丁目、築港、若竹町、船浜町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 42(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
--	--

小樽船浜2（Ⅰ－1－217－754） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市桜1丁目、船浜町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 43(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽桜2丁目（Ⅰ－1－218－755） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市桜2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 44(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽潮見台1丁目4（Ⅰ－1－529－3046） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市潮見台1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 45(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽桜3丁目1（Ⅰ－1－530－3047） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市桜3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 46(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽桜5丁目4（Ⅰ－1－532－3049） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市桜5丁目（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 47(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽天神3丁目6（Ⅱ－1－40－593） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市天神3丁目、奥沢5丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 48(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽真栄2丁目3（Ⅱ－1－47－600） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市真栄2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 49(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽真栄2丁目4（Ⅱ－1－48－601） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市真栄2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 50(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽潮見台1丁目7（Ⅱ－1－50－603） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市潮見台1丁目、潮見台2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
---	--

- 次の図のとおり
- 51(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽桜3丁目2（Ⅱ－1－51－604）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市桜3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 52(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽奥沢5丁目5（Ⅲ－1－8－330）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市奥沢5丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 53(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽天神3丁目8（Ⅲ－1－9－331）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市天神3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 54(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
勝納奥沢右1の沢川（Ⅱ－11－0300）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市奥沢5丁目、真栄2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 55(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
恩根内右1の沢川（Ⅱ－11－0320）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市奥沢5丁目、天神3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 56(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
恩根内川（Ⅱ－11－0330）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市奥沢5丁目、天神3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 57(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽望洋台2丁目1（Ⅰ－1－226－763）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市望洋台2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 58(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽桜5丁目5（Ⅰ－1－533－3050）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市桜5丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 59(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽望洋台2丁目2（Ⅰ－1－534－3051）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市望洋台2丁目、望洋台3丁目、朝里川温泉1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 60(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽天神4丁目2 (Ⅲ-1-10-332) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市天神2丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 61(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽天神1丁目1 (Ⅰ-1-171-708) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市天神1丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 62(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 乙部三ツ谷4 (Ⅰ-2-464-1502) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 爾志郡乙部町字三ツ谷 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 63(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 乙部潮見1 (Ⅰ-2-465-1503) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 爾志郡乙部町字潮見 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	64(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 乙部潮見2 (Ⅰ-2-466-1504) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 爾志郡乙部町字潮見 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 65(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 乙部三ツ谷1 (Ⅱ-2-309-1092) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 爾志郡乙部町字三ツ谷 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 66(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 乙部三ツ谷2 (Ⅱ-2-310-1093) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 爾志郡乙部町字三ツ谷 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 67(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 乙部三ツ谷3 (Ⅱ-2-311-1094) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 爾志郡乙部町字三ツ谷 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 68(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 乙部三ツ谷5 (Ⅱ-2-312-1095) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
--	---

爾志郡乙部町字潮見、字三ツ谷（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

69(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
琴平川（Ⅰ－24－0480）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
爾志郡乙部町字潮見、字三ツ谷（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

70(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
板谷の沢川（Ⅰ－24－0500）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
爾志郡乙部町字三ツ谷（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

71(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
木古内建川（Ⅱ－2－150－933）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上磯郡木古内町字建川（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

72(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
木古内木古内2（Ⅲ－2－40－421）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上磯郡木古内町字木古内（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第158号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。
その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。
令和4年3月8日

北海道知事 鈴木直道

1 札幌圏都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定めた土地の区域

種別	名称	起点	終点	主な経過地
幹線街路	3・4・320号 対雁通	江別市緑町 東3丁目	江別市 角山	江別市 工栄町
	3・2・332号 豊幌大通	江別市豊幌 花園町	江別市豊幌 はみんぐ町	江別市豊幌 美咲町

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

2 余市都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定めた土地の区域

種別	名称	起点	終点	主な経過地
幹線街路	3・3・1号 埋立新通	余市町黒川町 8丁目6番地先	余市町港町 214番地先	余市町入舟町
	3・3・2号 大川橋線	余市町入舟町	余市町大川町 20丁目	余市町大川町 3丁目
	3・4・3号 大川黒川町線	余市町大川町 4丁目78番地先	余市町黒川町 9丁目143番地先	余市町黒川町
	3・4・4号 旧国道線	余市町大川町 8丁目50番地内	余市町黒川町 12丁目78番地先	余市町黒川町
	3・4・5号 黒川線	余市町大川町 12丁目24番地先	余市町黒川町 15丁目24番地	余市町黒川町

				(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)			
3・4・6号 黒川通				余市町黒川8丁目	余市町黒川町	余市町黒川町	余市町黒川町
3・4・7号 中町線				余市町沢町5丁目83番地内	余市町港町205番地内	余市町富沢町	余市町富沢町
3・4・8号 沢町線				余市町沢町1丁目1番地内	余市町沢町327番地内	余市町沢町	余市町沢町
3・4・9号 富沢線				余市町沢町1丁目33番地内	余市町梅川町1104番地内	余市町富沢町	余市町富沢町
3・4・10号 梅川線				余市町港町3番地内	余市町梅川町794番地内	余市町富沢町	余市町富沢町
3・4・11号 富沢町線				余市町浜中町203番地内	余市町富沢町8丁目26番地内	余市町富沢町	余市町富沢町
3・4・12号 登川線				余市町黒川町4丁目	余市町黒川町20丁目	余市町黒川町	余市町黒川町
3・4・13号 河口港線				余市町大川町2丁目	余市町黒川町2丁目	余市町大川町	余市町大川町
3・4・14号 美園線				余市町入舟町	余市町美園町	余市町入舟町	余市町入舟町
3・4・15号 旭通				余市町大川町19丁目	余市町黒川町	余市町黒川町	余市町黒川町
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)							
3 新得都市計画道路に係る事項							
(1) 都市計画の種類 道路							
(2) 都市計画を定めた土地の区域							
種 別 名	称	起 点	終 点	主 な 経 過 地			
幹線街路	3・3・1号 新栄通線	新得町元町	新得町5条南6丁目	新得町5条南1丁目			
	3・4・2号 中央通線	新得町本通北1丁目	新得町4条南1丁目	新得町2条南1丁目			
	3・4・3号 本通線	新得町本通北2丁目	新得町本通南6丁目	新得町本通南4丁目			
	3・4・4号 新生通線	新得町西2条南4丁目	新得町元町	新得町西2条南2丁目			
	3・3・5号 オダッシュ通	新得町4条南4丁目	新得町西4条南4丁目	新得町西4条南4丁目			

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)							
4 白糠都市計画道路に係る事項							
(1) 都市計画の種類 道路							
(2) 都市計画を定めた土地の区域							
種 別 名	称	起 点	終 点	主 な 経 過 地			
幹線街路	3・2・1号 庶路大通	庶路西3線1番地	コイトイ24番地	庶路基線3番地			
	3・4・8号 下庶路通	白糠町西庶路東3条南1丁目	白糠町西庶路東2条北3丁目	白糠町西庶路東3条北2丁目			
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)							
総合振興局告示及び振興局告示							
北海道空知総合振興局告示第4号							
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。							
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。							
令和4年3月8日							
北海道空知総合振興局長 白石 俊 哉							
1 入札に付する事項							
(1) 調達をする物品等の名称及び数量							
乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 1台分							
(2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。							
(3) 契 約 期 間 令和4年8月1日から令和9年7月30日まで							
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除できる旨の特約を付している。							
(4) 納 入 場 所 仕様書による。							
2 入札に参加する者に必要な資格							
次のいずれにも該当すること。							
(1) 令和4年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。							
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。							
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。							
(4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者で							

あること。

- (5) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和4年3月8日（火）から同年4月8日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目
北海道空知総合振興局総務課需品係

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道空知総合振興局総務課需品係

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 岩見沢市8条西5丁目 空知合同庁舎5階会議室（送付による場合は、郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局総務課需品係）

- (2) 入札日時 令和4年4月18日（月）午前10時（送付による場合は、同月15日（金）午後5時までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、

契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道空知総合振興局のホームページ（<https://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/index.html>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道空知総合振興局総務課

- (2) 所在地 郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目

- (3) 電話番号 0126-20-0022

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Car 1

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., April 18, 2022

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 15, 2022)

C Contact : Administrative Division, Sorachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido 068-8558 Japan
Phone : 0126-20-0022